

紀の川流域懇談会規約

(趣旨)

第1条 本規約は、「紀の川流域懇談会」（以下「懇談会」という）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 懇談会は、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という）が設置し、次の事項について意見を述べるものとする。

- 1) 河川管理者が実施する紀の川水系河川整備計画（国管理区間）（以下「河川整備計画」という）に基づく事業の進捗状況や点検結果について意見を述べること。
- 2) 河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合に、河川管理者が示す変更原案について意見を述べること。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、整備局長が委嘱する。

2. 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。
3. 委員の追加が必要となった場合は、委員を追加することができる。なお、追加された委員の任期は、他の委員と同じとする。

(座長)

第4条 懇談会には座長及び副座長を置く。

2. 座長は、委員の互選により選任する。
3. 座長は、会務を総括し、懇談会を代表する。
4. 座長は、副座長を委員の中から指名する。
5. 座長に事故がある時は、副座長がその職務を代行する。

(運営)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2. 懇談会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
3. 懇談会において意志決定する必要が生じた場合は、出席委員の過半数をもって決定する。なお、少数意見があればこれを付す。
4. 懇談会は、必要に応じて専門的な知識を有する方に意見を聞くことができる。

(情報公開)

第6条 懇談会は、原則として公開とし、情報公開の方法については懇談会で定める。

2. 事務局は、前項で定められた内容について、必要な措置を講ずる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所におく。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

(付則)

この規約は、平成25年12月5日から施行する。

この規約は、平成29年3月8日から施行する。